特定非営利活動法人 世界環境改善連合定款

第1章 総　則

第 1 条　（名称）

この法人は、特定非営利活動法人 世界環境改善連合　という。

第 2 条　（事務所）

この法人は、総本部事務所を東京都大田区蒲田本町１丁目３番９号に置く。

第2章　目的及び事業

第 3 条　（目的）

世界的な緊急課題である地球温暖化防止を、国内では、社会教育、子どもの健全育成も通じ、個人レベルでの意識向上を図ると共に、世界的な広がりを図り、世界世論の醸成も図って、この問題解決のスピードアップに寄与することを主たる目的とし、これらの活動を、極力、健全な高齢者層の活躍の場として行うことにより、この層に生き甲斐と雇用の場を生み出し、長寿化社会において、福祉の向上と社会の活性化に寄与することも併せ目的とする。

第 4 条　（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（1）環境の保全を図る活動
（2）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（3）社会教育の推進を図る活動
（4）文化･芸術又はスポーツの振興を図る活動
（5）国際協力の活動
（6）子どもの健全育成を図る活動
（7）法第２条別表の１２号に該当する団体の運営又は活動に関する連絡､助言又は援助の活動。

第 5 条　（事業の種類）

この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 環境の保全等、目的事業に関する、出版、講演会、見学会を行う事業

② 循環型社会の構築を、特に自然農法・有機栽培を、消費者の意識改革のサイドから振興し、環境の保全と健康の増進を併せ促進する事業

③ 環境の保全等、目的事業に関わる施設、研究、システム、機材、資材に関する情報を収集・評価し、適合品を推薦し、普及の促進を図る事業

④ 個人、ベンチャー企業による前号に係る製品の開発・認知・需要開拓を支援する事業

⑤ 収集した情報を蓄積し、データベースとして活用し、小口二酸化炭素排出権評価基準とする等、環境改善の促進に資する事業

⑥ 心身の保健に有益な施設、システム、資材等の普及により、広義の総合的環境改善を促進する事業

⑦ 上記各号の事業を國際協力のもとに行うべく、世界に広く連携する団体を求め、あるいは創出して行く事業

⑧ 上記各号の事業をより早く、将来に亘って活動を定着させるべく、自然農法の体験等、社会教育の場として、また子供の健全育成の場として行う事業

⑨ 上記各号の事業を行う為に、有為な高齢者に生き甲斐と社会貢献と雇用の場を創出する事業

⑩ 法第２条別表の１２号にいう他の団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行い、極力広く諸団体と連絡を持つ事業

(2) 収益事業

① 環境保全に関する設備、製品等を販売し、システムを管理・運営する事業

② 福祉の増進に関する設備、製品等を販売し、システムを管理・運営する事業

③ 社会安全に関する設備、製品等を販売し、システムを管理・運営する事業

④ 環境、福祉系に多いベンチャー企業による新技術、新商品を、ユーザーの要請に適応させる等コンサルタントを行い、販売する事業

⑤ 二酸化炭素排出削減化事業、再資源化事業、適正処理・処分及び経営、法務、税務、資金、生産・応用技術等に関するコンサルタント事業及び 環境報告書、ＩＳＯ認証申請等、環境関連事務に関する受託事業

(3) 前号に掲げる事業は第１項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第１項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会　　員

第 6 条 （種　別）

この法人の会員は、次の４種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正 会 員：この法人の目的に賛同して入会した個人。

(2) 賛助会員：この法人の目的に賛同して、賛助することを約した法人及び個人

(3) 協賛会員：この法人に協賛し、協働する個人。

(4) 特別会員：この法人に協賛し、特定の事業において協力支援する企業。

第 7 条 （入　会）

正会員の入会については、特に条件を定めない。

2　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第８条　（入会金および会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第９条　（会員の資格の喪失）

正会員が次の各号の一に該当するにいたった時は、その資格の喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して一年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

第１０条　（退　会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第１１条　（除　名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第１２条　（拠出金品の不返還）

既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役　　員

第１３条　（種別及び定数）

この法人に、次の役員を置く。

(1)理事　　１５名以上５０名以下

(2)監事　　２名以下

2　理事のうち１人を理事長とし、それぞれ若干名の副理事長と専務理事及び常務理事を置く。

第１４条　(選任等)

理事及び監事は、原則として正会員の中から、総会において選任する。

2　理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分１を越えて含まれることになってはならない。

4　監事は理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第１５条（職　務）

理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　専務理事及び常務理事は理事長を補佐するとともに、事務局を指揮して、この法人の事務を掌理する。

4　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にこれを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合は総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること、若しくは理事会の召集を請求すること。

第１６条　(任期等)

役員の任期は２年する。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第１７条　(欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の３分の１を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第１８条　(解　任)

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任するこ

とができる。

(1)心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第１９条（報酬等）

役員は、その総数の３分１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章　会　　議

第２０条　（種　別）

この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

2　総会は通常総会及び臨時総会とする。

第２１条　（総会の構成）

総会は正会員をもって構成する。

第２２条　（総会の権能）

総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

第２３条　（総会の開催）

通常総会は毎年１回開催する。

2　臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の５分１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第１５条５項５号の規定に基づき、招集をしたとき。

第２４条　（総会の招集）

総会は前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

第２５条　（総会の議長）

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第２６条　（総会の定足数）

総会は正会員総数の２分１以上の出席がなければ開催することはできない。

第２７条　（総会の議決）

総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数の時は、議長が決する。

第２８条　（総会の表決権等）

各正会員の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は前２条の規定の適用については、出席したものとみなす。

４　総会の議決について利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

第２９条　（総会の議事録）

総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

第３０条　（理事会の構成）
理事会は理事をもって構成する。

第３１条　（理事会の権能）
理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第３２条　（理事会の開催）
理事会は次に掲げる場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の２分１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3)　第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第３３条　（理事会の招集）
理事会は理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

第３４条　（理事会の議長）
理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第３５条　（理事会の議決）
理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第３６条　（理事会の表決権等）
各理事の表決権は平等なものとする。
2　やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は前条第２項及び次条第２項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

第３７条　（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数及び出席者数及び出席者名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

第６章　資　　産

第３８条　（構　成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

第３９条　（区　分）

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に関する資産、収益事業に関する資産の２種とする。

第４０条　（管　理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第７章　会　　計

第４１条　（会計の原則）

この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第４２条　（会計区分）

この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1)　特定非営利活動に係る事業会計

(2)　その他事業（収益事業）会計

第４３条　（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり、１２月３１日に終わる。

第４４条　（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第４５条　（暫定予算）

前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前条の収入支出は、新た成立した予算の収入支出とみなす。

第４６条　（予備費の設定及び使用）

予算の超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を支出するときは、理事会の議決を経なければならない。

第４７条　（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第４８条　（事業計画及び決算）

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上余剰を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第４９条　（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 ８ 章　定款の変更、解散及び合併

第５０条　（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第５１条　（解　散）

この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産

(6)　所轄庁による設立の認証の取り消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第５２条　（清算人の選任）

この法人が解散したときは、理事が清算人となる。但し、合併の場合による解散を除く。

第５３条　（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併の場合による解散を除く）したときに残存する財産は、正会員総数の４分の３以上の議決を経て、この法人の活動目的の全て、若しくはその一部を最も良く継承すると思われる法第１１条第３項に該当する法人、若しくは団体に譲渡するものとする。

第５４条　（合　併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

第 9 章　公告の方法

第５５条　（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第１０章　事　務　局

第５６条（事務局）

この法人に、この法人の事務処理をするため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第５７条（職員の任免）

事務局長及び職員の任免は理事長が行う。

第５８条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１１章　雑　則

第５９条　（細　則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付　則

(1)　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

(2)　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

(3)　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定に関わらず、この法人の成立の日から平成１６年２月末日までとする。

(4)　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定に関わらず設立総会の定めるところによる。

(5)　この法人の設立当初の事業年度は、第４３条の規定に関わらず、この法人成立の日から平成１５年１２月３１日までとする。

(6)　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定に関わらず、次の通りとする。

①　入会金は、正会員のみ　　４，０００円徴収する。
②　正会員の会費は年額　　６，０００円とする。
③　賛助会員の会費は年額１２０，０００円とする。
④　協賛会員の会費は年額　　３，０００円とする。
⑤　特別会員の会費は個々に協定する。

付則(2)別表

役員名簿

役名	氏名	住所または居所
理事長	吾郷 巌	[redacted]
理事	鈴木康弘	
理事	久保英昭	
理事	小山啓二	
理事	清水弘之	
理事	相沢良	
理事	西田宗史	
理事	河原木浩太郎	
理事	霜田勝	
理事	江口雄次郎	
理事	西村繁	
理事	高林泰彦	
理事	岡村隆幸	
理事	石黒輝彦	
理事	山口惟生	
理事	沼尻一枝	
理事	吉田尚義	
監事	竹下公男	

定款に相違ない　　理事長　吾郷　巌